参加者の有無を確認する公募手続に係る公示書
（道路・下水道・河川水路の維持管理業務（緊急補修・安全対策等））

令和８年１１月１８日

福岡市東区維持管理課
博多区地域整備課
中央区地域整備課
南区維持管理課
城南区維持管理課
早良区維持管理課
西区土木第１課
西区土木第２課

１．公募の趣旨

本業務については、福岡市全域の道路・下水道・河川水路施設の機能維持や緊急補修等を行う単価契約であり、安全で機能的な都市活動や市民生活を支えるため、突発的な事案に対して迅速な対応が必要である。このため、維持管理に必要となる資格要件等に加え、24 時間 365 日体制で複数個所の緊急補修に対処可能な機材・人員を有する、特定の者を相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の公募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思 確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合、応募者があっても４．の公募要件を満たすと認められる者がいない場合、公募要件を満たすと認められる者がすべて辞退した場合は、特定の者との随意契約の手続に移行する。

なお、４．の公募要件を満たすと認められる者がいる場合は、競争による随意契約を実施する予定である。

２．請負契約等の概要

（１）請負契約等の件名

「単価契約 東区管内道路維持委託（暗渠清掃・緊急処理・安全対策）」外２２件
（別紙１のとおり）

※参考：令和７度契約実績一覧（別紙２のとおり）

（２）登録業種

「その他清掃」かつ「一般土木（Ａ等級）」

（３）請負契約等の内容

道路施設の維持管理については、降雨時の冠水や浸水防止を図るための暗渠清掃

を行うとともに、道路交通の安全確保のための道路施設の機能維持管理を行うものである。また、道路施設（舗装、側溝、道路安全施設等）の破損等による交通事故の防止及び道路清掃、路面凍結対策、倒木や照明灯の倒壊防止、悪臭、違法排水等 に対して緊急処理を行うものである。

下水道施設の維持管理については、下水道本管及び汚水取付管の老朽化等により、破損した管に土砂等が流入することによる道路陥没等の二次的事故を未然に防ぐための緊急補修及び下水道管への異物等の流入による管詰まりや苦情等に対して緊急処理を行うものである。

河川水路施設の維持管理については、河川水路のオイルや堆積物を特殊機械により除去するものである。降雨時においては、堆積物を緊急に除去する必要があり、また、堆積物の腐敗による悪臭に対する住民からの苦情に対して緊急処理を行うものである。

※別紙１記載の維持管理業務を全市一括で行うもの。

（４）履行期間（予定）

令和９年４月１日から令和１０年３月３１日まで

３．参加資格

参加意思確認書を提出する者は、次のいずれにも該当する者でなければならない。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

（２）当該公募の公示日における福岡市競争入札参加資格者名簿において、第４条第１項第２号で公示する請負契約等の登録業種区分の名簿に登載されていること。ただし、当該公募の公示日における福岡市競争入札参加資格者名簿の申請区分業種にない業務等を発注する場合を除く。

（３）「福岡市競争入札参加停止等措置要領」に基づく競争入札参加停止措置、競争入札参加資格取消措置又は排除措置を受けている期間でないこと。ただし、当該公募手続の結果行うこととなった指名競争入札等の手続期間において、「福岡市競争入札参加停止等措置要領」に基づく競争入札参加停止措置、競争入札参加資格取消措置又は排除措置を受けている期間が終了していると判断されるものを除く。

４．公募要件

別紙３のとおり

５．手続等

（１）公募説明書の配布期間、配布場所及び配布方法等

① 配布期間

令和８年１１月１８日 ～ 令和８年１２月３日までの（閉庁日を除く。）

毎日、１０時００分から１６時００分まで

② 配布場所

博多区地域整備課（７区の代表区）

所在地 福岡市博多区博多駅前 2 丁目 8-1

電 話 092-419-1062　 担 当　平岡

※上記の他、各区維持管理課（中央区・博多区は地域整備課）及び西区土木第１課・西区土木第２課でも配布

③ 配布方法

配布場所において配布します。

④ 配布書類

公募説明書、参加意思確認書

（２）参加意思確認書の提出期間、提出場所及び提出方法

① 提出期間

令和８年１１月１９日 ～ 令和８年１２月３日までの（閉庁日を除く。）

毎日、１０時００分から１６時００分まで

② 提出場所

博多区地域整備課（７区の代表区）

所在地 福岡市博多区博多駅前 2 丁目 8-1

電 話 092-419-1062　 担 当　平岡

※提出場所は７区の代表区である博多区地域整備課のみとします。

③ 提出方法

応募者は、「参加意思確認書」に請負契約等の履行に必要な要件を満たすことを証する書類を作成・添付し、提出期限までに直接持参すること。

（３）その他

① 参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、参加意思確認書の提出を無効とする。

② 参加意思確認書を提出した者に対して、審査結果を書面により通知する。

③ ②の通知で、請負契約等の履行に必要な要件を満たさないとされた者は、通知をした日の翌日から起算して７日以内に、書面により、事業所管局に対して、請負契約等の履行に必要な要件を満たさないとされた理由について説明を求め

ることができる。

６．問い合わせ先

博多区地域整備課（７区の代表区）

所在地 福岡市博多区博多駅前２丁目 8-1

電 話 092-419-1062　 担 当　平岡

７．予算その他本市の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行うこととなった当該業務の競争による随意契約を中止する場合がある。

８．その他詳細は公募説明書による。

業務の内容

【別紙 1】

	発注課担当			業務名	業務内容	履行期間
1	東区	地域整備部	維持管理課	単価契約　東区管内　道路維持委託 （暗渠清掃・緊急処理・安全対策）	降雨時の冠水や浸水防止を図るための暗渠清掃を行うとともに，道路交通の安全確保のための道路施設の機能維持管理を行う。 道路施設（舗装，側溝，道路安全施設等）の破損等による交通事故の防止及び道路清掃，路面凍結対策，倒木や照明灯の倒壊防止，悪臭，違法排水等に対して緊急処理を行う。	令和9年4月1日 から 令和10年3月31日 まで
2	博多区	地域整備部	地域整備課	単価契約　博多区管内 道路維持委託 （暗渠清掃・緊急処理・安全対策）		
3	中央区	地域整備部	地域整備課	単価契約　中央区管内 道路維持委託 （暗渠清掃・緊急処理・安全対策）		
4	南区	地域整備部	維持管理課	単価契約　南区管内　道路維持委託 （暗渠清掃・緊急処理・安全対策）		
5	城南区	地域整備部	維持管理課	単価契約　城南区管内 道路維持委託 （暗渠清掃・緊急処理・安全対策）		
6	早良区	地域整備部	維持管理課	単価契約　早良区管内 道路維持委託 （暗渠清掃・緊急処理・安全対策）		
7	西区	地域整備部	土木第1課	単価契約　西区管内　（西部出張所管内除く）道路維持委託 （暗渠清掃・緊急処理・安全対策）		
8	西区	地域整備部	土木第2課	単価契約　西区西部出張所管内 道路維持委託 （暗渠清掃・緊急処理・安全対策）		
9	東区	地域整備部	維持管理課	単価契約　東区管内　管渠維持補修工事 （下水本管・汚水取付管補修・緊急処理）	老朽化等により破損した下水道本管及び汚水取付管へ土砂等が流入することにより発生する道路陥没等の二次的事故を未然に防ぐための緊急補修を行う。 下水道管への異物等の流入による管詰まりや苦情等に対して緊急処理を行う。	
10	博多区	地域整備部	地域整備課	単価契約　博多区管内 管渠維持補修工事 （下水本管・汚水取付管補修・緊急処理）		
11	中央区	地域整備部	地域整備課	単価契約　中央区管内 管渠維持補修工事 （下水本管・汚水取付管補修・緊急処理）		
12	南区	地域整備部	維持管理課	単価契約　南区管内　管渠維持補修工事 （下水本管・汚水取付管補修・緊急処理）		
13	城南区	地域整備部	維持管理課	単価契約　城南区管内 管渠維持補修工事 （下水本管・汚水取付管補修・緊急処理）		
14	早良区	地域整備部	維持管理課	単価契約　早良区管内 管渠維持補修工事 （下水本管・汚水取付管補修・緊急処理）		
15	西区	地域整備部	土木第1課	単価契約　西区管内　管渠維持補修工事 （下水本管・汚水取付管補修・緊急処理）		
16	東区	地域整備部	維持管理課	単価契約　東区管内　河川維持補修工事 （水路浚渫・緊急処理）	河川水路のオイルや堆積物を特殊機械により除去する。 降雨時においては，堆積物を緊急に除去し，また，堆積物の腐敗による悪臭への住民からの苦情に対して緊急処理を行う。	
17	博多区	地域整備部	地域整備課	単価契約　博多区管内 河川維持補修工事 （水路浚渫・緊急処理）		
18	中央区	地域整備部	地域整備課	単価契約　中央区管内 河川維持補修工事 （水路浚渫・緊急処理）		
19	南区	地域整備部	維持管理課	単価契約　南区管内　河川維持補修工事 （水路浚渫・緊急処理）		
20	城南区	地域整備部	維持管理課	単価契約　城南区管内 河川維持補修工事 （水路浚渫・緊急処理）		
21	早良区	地域整備部	維持管理課	単価契約　早良区管内 河川維持補修工事 （水路浚渫・緊急処理）		
22	西区	地域整備部	土木第1課	単価契約　西区管内　（西部出張所管内除く）河川維持補修工事 （水路浚渫・緊急処理）		
23	西区	地域整備部	土木第2課	単価契約　西区西部出張所管内 河川維持補修工事 （水路浚渫・緊急処理）		

※上記23件のほか，R9年度中に同様の業務内容で追加発注する場合がある。

令和7年度　契約実績一覧

【別紙 2】

	発注課担当	業務名	最終執行金額(円)	契約期間	契約相手
1	東区　地域整備部　維持管理課	単価契約　東区管内　道路維持委託　（暗渠清掃・緊急処理・安全対策）	48,399,936	令和7年4月1日から 令和8年3月31 日まで	(株)環境開発 代表取締役 牟田　義彦
2	東区　地域整備部　維持管理課	単価契約　東区管内　道路維持委託　（暗渠清掃・緊急処理・安全対策）その2	39,264,423	令和8年1月22日から 令和8年3月31 日まで	
3	博多区　地域整備部　地域整備課	単価契約　博多区管内　道路維持委託　（暗渠清掃・緊急処理・安全対策）	79,818,735	令和8年1月22日から 令和8年3月31 日まで	
4	中央区　地域整備部　地域整備課	単価契約　中央区管内　道路維持委託　（暗渠清掃・緊急処理・安全対策）	41,516,970	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで	
5	南区　地域整備部　維持管理課	単価契約　南区管内　道路維持委託　（暗渠清掃・緊急処理・安全対策）	56,992,161	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで	
6	城南区　地域整備部　維持管理課	単価契約　城南区管内　道路維持委託　（暗渠清掃・緊急処理・安全対策）	17,013,425	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで	
7	早良区　地域整備部　維持管理課	単価契約　早良区管内　道路維持委託　（暗渠清掃・緊急処理・安全対策）	35,037,466	令和7年4月1日から 令和8年3月31 日まで	
8	西区　地域整備部　土木第1課	単価契約　西区管内　（西部出張所管内除く）　道路維持委託 （暗渠清掃・緊急処理・安全対策）	24,697,640	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで	
9	西区　地域整備部　土木第2課	単価契約　西区西部出張所管内 道路維持委託　（暗渠清掃・緊急処理・安全対策）	31,491,030	令和7年4月1日～ 令和8年3月31日まで	
10	西区　地域整備部　土木第2課	単価契約　西区西部出張所管内 道路維持委託　（暗渠清掃・緊急処理・安全対策）その2	5,090,800	令和7年11月15日～ 令和8年3月31日まで	
11	東区　地域整備部　維持管理課	単価契約　東区管内　管渠維持補修工事　（下水本管・汚水取付管補修・緊急処理）	108,200,363	令和7年4月1日から 令和8年3月31 日まで	
12	博多区　地域整備部　地域整備課	単価契約　博多区管内　管渠維持補修工事　（下水本管・汚水取付管補修・緊急処理）	119,872,090	令和7年4月1日から 令和8年3月31 日まで	
13	博多区　地域整備部　地域整備課	単価契約　博多区管内　管渠維持補修工事　（下水本管・汚水取付管補修・緊急処理）（その2）	82,035,807	令和8年1月17日から 令和8年3月31 日まで	
14	中央区　地域整備部　地域整備課	単価契約　中央区管内　管渠維持補修工事　（下水本管・汚水取付管補修・緊急処理）	168,291,181	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで	
15	南区　地域整備部　維持管理課	単価契約　南区管内　管渠維持補修工事　（下水本管・汚水取付管補修・緊急処理）	80,680,027	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで	
16	城南区　地域整備部　維持管理課	単価契約　城南区管内　管渠維持補修工事　（下水本管・汚水取付管補修・緊急処理）	39,627,502	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで	
17	西区　地域整備部　土木第1課	単価契約　西区管内　管渠維持補修工事　（下水本管・汚水取付管補修・緊急処理）	21,550,189	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで	
18	東区　地域整備部　維持管理課	単価契約　東区管内　河川維持補修工事　（水路浚渫・緊急処理）	67,244,656	令和7年4月1日から 令和8年3月31 日まで	
19	博多区　地域整備部　地域整備課	単価契約　博多区管内　河川維持補修工事　（水路浚渫・緊急処理）	70,322,973	令和7年4月1日から 令和8年3月31 日まで	
20	中央区　地域整備部　地域整備課	単価契約　中央区管内　河川維持補修工事　（水路浚渫・緊急処理）	11,928,921	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで	
21	南区　地域整備部　維持管理課	単価契約　南区管内　河川維持補修工事　（水路浚渫・緊急処理）	57,124,732	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで	
22	城南区　地域整備部　維持管理課	単価契約　城南区管内　河川維持補修工事　（水路浚渫・緊急処理）	24,736,482	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで	
23	早良区　地域整備部　維持管理課	単価契約　早良区管内　河川維持補修工事　（水路浚渫・緊急処理）	48,614,363	令和7年4月1日から 令和8年3月31 日まで	
24	西区　地域整備部　土木第1課	単価契約　西区管内　（西部出張所管内除く）　河川維持補修工事（水路浚渫・緊急処理）	17,270,000	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで	
25	西区　地域整備部　土木第2課	単価契約　西区西部出張所管内 河川維持補修工事（水路浚渫・緊急処理）	9,362,056	令和7年4月1日～ 令和8年3月31日まで	
26	西区　地域整備部　土木第2課	単価契約　西区西部出張所管内 河川維持補修工事（水路浚渫・緊急処理）（その2）	10,395,200	令和7年12月11日～ 令和8年3月31日まで	

【別紙3】

請負契約等の履行に必要な要件

	要 件	項 目	詳細な要件	請負契約等の履行に必要な要件を満たすことを証する書類
全般	職員数	1. 社員数	常時，最低4班（特殊作業班3班，工事作業班1班）の作業体制がとれること。	名簿（任意様式）及び雇用を証明する資料（健康保険証等）の写し
		2. 作業員数		名簿（任意様式）及び雇用を証明する資料（健康保険証等）の写し
技術力に関する要件	資格	3. 下水道管路管理主任技士	3名以上を有していること。	名簿（任意様式）及び登録証の写し ※③から⑦まで重複可
		4. 下水道管路管理専門技士	6名以上を有していること。	名簿（任意様式）及び登録証の写し ※③から⑦まで重複可
		5. 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者（旧第2種酸素欠乏症危険作業主任者でも可）	3名以上を有していること。	名簿（任意様式）及び登録証の写し ※③から⑦まで重複可
		6. 土木施工管理技士	1名以上を有していること。	名簿（任意様式）及び登録証の写し ※③から⑦まで重複可
		7. 産業洗浄技能士（高圧洗浄）	1名以上を有していること。	名簿（任意様式）及び登録証の写し ※③から⑦まで重複可
	産廃処理	8. 本市における産業廃棄物の収集運搬業の許可	アスファルト片，コンクリート片汚泥の許可を有していること。	産業廃棄物収集運搬業許可証の写し
	特殊機材	9. 高圧洗浄車 4t車以上	1台以上を有していること。	車両一覧（任意様式）及び自動車検査証の写し（リース車の場合は，賃貸借契約書の写し）
		10. 強力吸引車 8t車以上	3台以上を有していること。	産業廃棄物収集運搬登録車両一覧及び自動車検査証の写し（リース車の場合は，賃貸借契約書の写し）
		11. 給水車 4t車以上	1台以上を有していること。	車両一覧（任意様式）及び自動車検査証の写し（リース車の場合は，賃貸借契約書の写し）
		12. 高所作業車 12m以上	1台以上を有していること。	車両一覧（任意様式）及び自動車検査証の写し（リース車の場合は，賃貸借契約書の写し）
		13. クレーン付トラック 2.9t吊用以上	1台以上を有していること。	車両一覧（任意様式）及び自動車検査証の写し（リース車の場合は，賃貸借契約書の写し）
		14. パッカー車 4m3・8m3以上	1台以上を有していること。	車両一覧（任意様式）及び自動車検査証の写し（リース車の場合は，賃貸借契約書の写し）
		15. 路面清掃車 ブラシ式 2.5～3.1m 3級以上	1台以上を有していること。	車両一覧（任意様式）及び自動車検査証の写し（リース車の場合は，賃貸借契約書の写し）
		16. 散水車 3800L以上	1台以上を有していること。	車両一覧（任意様式）及び自動車検査証の写し（リース車の場合は，賃貸借契約書の写し）
		17. ホイルローダー 0.4m3以上	1台以上を有していること。	車両一覧（任意様式）及び自動車検査証の写し（リース車の場合は，賃貸借契約書の写し）
		18. ホイルローダー 1.3m3以上	1台以上を有していること。	車両一覧（任意様式）及び自動車検査証の写し（リース車の場合は，賃貸借契約書の写し）
履行執行体制に関する要件	体制	19. 24時間，365日体制	常時，最低4班（特殊作業班3班，工事作業班1班）の作業体制がとれること。	24時間（昼・夜）の班編制や班毎の人員（責任者・有資格者・作業員等）の配置計画書（任意様式）
		20. 緊急要請から現場到着までの体制	市からの緊急要請時点から概ね1時間以内で現地に到着し，迅速に対応することが可能であること。 （緊急体制については，招集可能な体制について記載してください。）	緊急要請対応計画書（任意様式） ※緊急招集可能な会社近郊居住者数，住所録（別紙4）や，連日作業時の交替体制等
	連絡受付	21. 電話連絡受付体制	24時間365日，市からの電話連絡の受付が可能であること。	緊急連絡用電話番号及び受付体制計画書（任意様式） ※受付専用の担当者常駐（要固定電話設置，携帯電話等への転送不可）
その他の要件		22. 所在地	本市に本店を有する業者であること。	なし
		23. 福岡市の登録	本市の「その他清掃」かつ「一般土木（A等級）」の登録業者であること。	なし

※上表記載の書類を一括して，「請負契約等の履行に必要な要件を満たすことを証する書類」としてまとめ，提出すること

緊急招集可能な会社近郊居住者社員名簿

【別紙4】

番号	氏名	現住所	資格				
			下水道管路管理主任技士	下水道管路管理専門技士	土木施工管理技士	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者（旧資格含）	産業洗浄技能士（高圧洗浄）
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
32							
33							
34							
35							
36							
37							
38							
39							
40							
41							
42							
43							
44							
45							
46							
47							
48							
49							
50							

＊有資格者の場合は、該当項目に〇印を記入して下さい。
現住所は、〇丁目まで記入して下さい。　　例）福岡市中央区天神1丁目
福岡市〇〇区大字〇〇　など